特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山添村は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山添村長

公表日

平成27年12月21日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_ 」						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税関係事務					
②事務の概要	 ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人住民稅賦課対象者の判定 ②課稅資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民稅課稅者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民稅額の算定 ⑤納稅通知書による個人住民稅額の通知 ⑥個人住民稅に係わる証明書の発行 ⑦個人住民稅台帳の照会 					
③システムの名称	個人住民税システム・団体内統合宛名・中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
個人住民税課税情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	住民課					
②所属長	住民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	山添村総務課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

山添村 総務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	27年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成27年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明